

若年者、新婚世帯向けに 経済支援を実施します!!

若年者支援

市内の中小企業などに勤務するかが支払う奨学金や家賃の一部を補助します。

中小企業従業員等 奨学金返還支援補助金



補助対象者

市内中小企業などの正社員で、奨学金を返還している、市内在住の30歳以下(令和5年4月1日現在)のかた

対象となる奨学金

日本学生支援機構奨学金、川口市奨学資金貸付金ほか

補助期間

最長5年間(申請・支給は1年ごと)

若年者定住就労促進 家賃補助金



補助対象者

市内中小企業などの正社員で、市内賃貸物件に居住している、25歳以下(令和5年4月1日現在)のかた

補助対象となる経費

補助対象者本人が契約者となり支払う家賃
(駐車場代・共益費などは除く)

補助期間

最長3年間(申請・支給は1年ごと)

共通

今年度の 補助対象期間

令和5年4月～9月

補助金額

3万円以内(一月当たり上限5千円)

申請受付

令和5年10月～(予定)

※申請方法など、詳細は市ホームページをご確認ください。

問い合わせ…経営支援課 ☎048-258-7921 FAX048-258-1161



新婚世帯支援

結婚し、市内で新たな生活を始めるかたを支援します。

結婚新生活支援補助金



補助対象者

令和5年4月～令和6年3月に婚姻し、婚姻日において夫妻とも満39歳以下で、夫妻の年間所得の合計額が500万円未満の世帯

補助対象となる経費

住宅の購入費、住宅の賃料・敷金・礼金、住宅の賃貸に関する共益費や仲介手数料、引っ越し費用

補助上限額

10万円

申請受付

令和5年7月～

※申請方法など、詳細は市ホームページをご確認ください。

問い合わせ…青少年対策室 ☎048-258-1115 FAX048-252-7776

